				エ　保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）	7.89
				オ　社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）	1.00
				カ　人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）	2.06
				キ　家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）	3.27
				⑷　専門職大学（理科系学部及び芸術系学部）	7.53
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正	
				⑴　学校法人の設置する幼稚園	0.569
				⑵　学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程	0.965
				⑶　中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	0.966
				⑷　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	1.000
				⑸　学校法人の設置する通信制高等学校	0.205
				⑹　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校	0.569
四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口	寒冷補正（寒冷度）		
				１区	0.016
				２区	0.010
				３区	0.007
				４区	0.006
				５区	0.002
				６区	0.000
	2　社会福祉費	人口	段階補正		
				測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
				1,700,000人	1.00
				1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.93
				2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.93
				2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.93
				3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.95
				6,000,000人を超える数	0.94

				エ　保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）	7.87
				オ　社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）	1.00
				カ　人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）	2.05
				キ　家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）	3.26
				⑷　専門職大学（理科系学部及び芸術系学部）	7.50
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正	
				⑴　学校法人の設置する幼稚園	0.568
				⑵　学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程	0.955
				⑶　中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	0.955
				⑷　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	1.000
				⑸　学校法人の設置する通信制高等学校	0.208
				⑹　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校	0.568
四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口	寒冷補正（寒冷度）		
				１区	0.016
				２区	0.010
				３区	0.006
				４区	0.006
				５区	0.002
				６区	0.000
	2　社会福祉費	人口	段階補正		
				測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
				1,700,000人	1.00
				1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.94
				2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.97
				2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.94
				3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.97
				6,000,000人を超える数	0.97